

# 産業構造審議会知的財産分科会 第28回不正競争防止小委員会議事録

日時：令和7年3月25日（火） 13：30～15：15

場所：経済産業省9階東1-1会議室（WEB会議室併用）

○中山室長 定刻となりましたので、ただいまより、産業構造審議会 知的財産分科会「不正競争防止小委員会」第28回会合を開催いたします。事務局を担当しております知的財産政策室長の中山でございます。よろしくお願いいたします。本日は、ご多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事の公開につきましては、本小委員会では、一般傍聴者及びプレスの方はTeamsでの傍聴に限って可能とさせていただいております。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、オンラインで御参加の皆様におかれましては、カメラをオンに設定いただきまして、マイクは御発言をされる場合を除きオフ設定をお願いいたします。

なお、御発言を希望される場合は、Teamsの挙手ボタンを押していただきまして、こちらから指名をいたしますので、マイクをオンにさせていただいて、発言が終了いたしましたらマイクをオフにして、挙手ボタンを下ろしていただきますよう御協力をお願いいたします。

また、オブザーバーとして、本日、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁生活安全局の皆様にも御出席をいただいているところでございます。

それでは、この先の議事は岡村委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡村委員長 岡村でございます。本日もよろしくお願いいたします。

最初にちょっと申し上げておきますが、私は実は花粉症が非常にきつい状態です。おまけに今日はPM2.5なるものも同時に飛んでいるというような報道にも接しまして戦々

恐々としております。つきましては、多少しゃべり声が聞こえづらいところがあるかもしれませんが、お許しただけでしたらということで、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から本日の資料につきまして御確認をお願いします。

○中山室長　　そうしましたら、事前に皆様に送付いたしました資料を確認させていただきます。資料1が本日の議事次第、資料2が委員名簿、資料3-1がパブリックコメントにおける主な御意見及びそれに対する考え方、資料3-2が「営業秘密管理指針（案）」（パブリックコメント後）、資料4が前回までにいただいた御指摘事項等に係る対応についてでございます。配付物に不足等ございましたらお申し出下さい。

○岡村委員長　　ありがとうございました。不足等はございませんか。はい。

それでは、初めに、事務局から本日の議題につきまして御説明をお願いいたします。

○中山室長　　議事次第の資料1を御覧いただければと思います。本日は「営業秘密管理指針」の改訂に向けたパブリックコメントの結果ということで、前回御議論いただいた案についてパブリックコメントの募集を実施いたしましたので、そちらの回答と、それを踏まえた修正について、委員の皆様方に御議論いただきたいと思います。

2点目は、12月、1月に本小委員会を開催させていただきましたが、その中でいただいた事項等について、事務局としての方向性を御紹介させていただきたいと思っておりますので、こちらについても御意見を頂戴できればと考えております。よろしく願いいたします。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。まず、事務局から資料3-1につきまして御説明願います。

○中山室長　　そうしましたら、資料3-1に基づきまして「営業秘密管理指針」の改訂案に対するパブリックコメントにおける主な御意見及びそれに対する考え方ということで御紹介をさせていただきたいと思います。

まず御意見についてですけれども、4名の方から5件の御意見をいただいております。パブリックコメントについては1か月程度、2月上旬から3月上旬まで実施をしてございます。

まず1番目の御意見でございますが、「営業秘密管理指針」全般ということでございまして、基本的にこの「営業秘密管理指針」改訂案の内容に賛成するという御意見です。その上で、今後、生成AIの発展に伴い、現状想定していない営業秘密の漏えい事例が生じ

る可能性があるのではないかということでございまして、生成A I と営業秘密の関係につきましては、「秘密情報の保護ハンドブック」を昨年の2月に改訂し、生成A I と秘密情報の管理・利用の在り方について紹介いただいたところであるが、今後も、生成A I 関連の新たな漏えい事案が生じた場合は、同ハンドブックを改訂いただき、新たな漏えい対策について紹介をしていただけるようお願いしたいということでございます。

こちらの御意見に関しましては、まさに御指摘のとおりということでございまして、今後の事案の蓄積などを踏まえまして、「秘密情報の保護ハンドブック」の内容については引き続き検討し、改訂も含めて考えていきたいと思っております。

2点目でございます。今回の改訂指針の11ページに、「IDやパスワードといった程度の技術的な管理措置」という記載があるが、秘密管理措置の対象が明示されておらず、趣旨が不明瞭ということでございまして、具体的な修正案を御提案いただいております。

こちらについても、明確化の観点から、御指摘の内容を踏まえまして、分量等も勘案しまして修正をしたいと考えています。具体的には、「会社のパソコン等へログインするためのIDやパスワードなどにより秘密情報へのアクセスが制限されているといった程度の技術的な管理措置」という形で修正を行いたいと考えています。

次に資料3-1の2ページ目です。今回の改訂指針の13ページ目に記載している「取引相手先に向けたもの」についての御意見です。こちらについては、この引用にもあるように、「取引相手先と秘密保持契約を締結した上で秘密情報を提供したかどうかのポイントとなる」という形で、秘密保持契約の締結を前提としたような書きぶりになっていますが、秘密管理性の判断において秘密保持契約は必須ではないのではないかということで、修正案含めて御意見いただきました。

こちらは、御意見を踏まえまして、かつ、引用されている文献が若干古いということも踏まえ、現状の実態に合わせた上で、注書きのところで追記をするということを考えてございます。具体的には、「相手方との秘密保持契約の締結がなければ、常に、秘密管理が不適切となるわけではなく、秘密保持契約をあらかじめ締結せずに営業秘密を相手方に開示したとしても直ちに秘密管理措置を欠くことにはならないと考えられる」という内容を追記をしたいと考えています。

次は資料3-1の3ページ目の御意見でございます。これは今回の改訂指針の19ページ目の学習用データを想定した形での生成A I の活用ということで事例を挙げさせていただいたところですが、『学習用データ』と記載してしまうと、開発段階のみを対象としてい

るように読めてしまう。すなわち、プロンプトとして入力する場合が対象にならないように読めてしまうと思われるので、プロンプトを入力する場合も含まれるのであれば、それに即した修正をすべき」という御意見をいただいております。

こちらの御意見については、「学習用データ」の記載を削除した上で、明確化の観点から表の右側のような修正をさせていただきたいと思っております。

次の御意見でございます。管理単位内で生成 AI を使用する場合であっても、自社で開発した AI のみならず、様々なケースがあるのではないかと御指摘をいただいております。

こちらの御意見に関しましては、AI に関する今後の技術趨勢及び議論を注視していきたいと考えてございますので、今回すぐに事案として入れるというよりは、次回の改訂での参考にさせていただきたいと考えています。

パブリックコメントにおける主な御意見と改訂の方針については以上となります。

そうしましたら資料 3-2 に移っていただきまして、具体的な指針の改訂案についても改めて確認をいただきたいと思います。

資料 3-2 では、こちらは今回パブリックコメントで御意見いただいた点や、誤字脱字などの体裁の面でも気づきの点を、内容を変えないという前提で修正をしていますので、そちらも併せて御紹介をします。

まず 2 ページ目の 2 ポツ目の「前提」のところに関しては、文章の流れとしては同じことを二度書いているところもありまして、青字の部分のとおり、修正をさせていただきたいと考えています。

具体的には、「企業における従業員の担い手についても、」の記載は削除し、兼業・副業の動きに関しましても、実態として増えている実感はあるものの、具体的なファクトが確認できない部分もありますので、「生じている」という書きぶりに変更させていただきたいと考えています。

次、11 ページ目になります。こちらについては、先ほどパブリックコメントで御意見をいただきましたとおり、「会社のパソコン等へログインするための」という記載や、「秘密情報へのアクセスが制限されている」という記載を追記し、いただいた御意見を反映しています。

次の 2 ポツ目は、本指針において、「従業員」という文言を使用していますが、「従業者」という文言が残っていたので、誤記として修正しています。

13ページ目、本文のところの青字の修正に関しましては、これは10ページ目に記載されている項目のタイトルと平仄を合わせる観点から修正をしています。パブリックコメントで御意見をいただいた秘密保持契約に関する点に関しましては、本文中ではなく、脚注に追記という形で修正を加えています。

19ページ目、これは生成A Iにおいて営業秘密を使う観点からの具体例を述べさせていただいている箇所ですが、先ほどの御指摘にもありましたとおり、「学習用データ」というと開発段階に限定されるという趣旨でしたので、ここは、「生成A Iにおける学習用データとして」を削除しています。

また、情報αの扱いが分かりにくい部分もございましたので、どこの管理単位かを明確化する観点から、修正を加えています。

資料3に関しまして、事務局からの説明は以上となります。

○岡村委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたパブリックコメントを踏まえての考え方、「営業秘密管理指針」の改訂案につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら御発言をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。どんな点からでも結構でございます。賛成のコメントを含めて、できれば、一言ずつでもいただけたらありがたく存じます。では、杉村純子委員。

○杉村（純）委員 弁理士の杉村でございます。パブリックコメントも踏まえて、取りまとめ、誠にありがとうございました。

私といたしましては現時点の「営業秘密管理指針（案）」に賛成でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。他の委員の先生方いかがでしょうか。どんな細かい点でも結構かと存じます。では、林委員、お願いします。

○林委員 御説明ありがとうございました。もともとの記載でも趣旨としては十分分かる部分かなという面もございますが、御指摘があったことを受けて、さらに誤解がないように趣旨を明確化する文言を加えられたということで、修正についても賛同いたします。

○岡村委員長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問などはございますでしょうか。

○小松委員 小松ですけれども、よろしいですか。

○岡村委員長 小松委員、よろしく申し上げます。

○小松委員　取りまとめ、ありがとうございました。A Iについては急速に進展もしておりますし、動向も変わるという環境でありますので、今回御対応いただいたのですが、今後もぜひフォローをよろしくお願いします。

それから、セキュリティーについては、いつも事前対策のセキュリティーが大切と私から言わせていただいたのですけれども、今回、2ページのほうにしっかりセキュリティーが大切ですよということも書いていただいております、これは大変ありがたかったと思います。今後も、法律での保護やハンドブックとともに、このようなセキュリティー対策についても読者に伝わっていけばいいなと期待しております。ありがとうございました。

賛成しております。ありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。今の小松委員の見解に関して、今回は生成A Iという形で主な作業を進められていたわけですけれども、今後は、生成だけではなくてジェネリックなA Iへ急速に広がっていくと考えられますので、次の改訂の機会には、そうしたジェネリックなA Iへの動きということも視野に入れつつ、生成A Iにとどまらず検討する必要があるのかどうかということについて議論をしていただけますようお願いいたします。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。田村委員、難しい顔を……。何かおっしゃりたい気がしまして。

○田村委員　いえいえ、特にございません。

○岡村委員長　ほかはいかがでしょうか。では、ネット続きで、水野委員、何かもしありましたら。

○水野委員　知財高裁・水野でございます。本日は、すみません、オンラインで参加させていただきます。

私も今回の改訂案及びそれに対するパブリックコメントを踏まえた修正案、いずれも賛成させていただきます。取りまとめ御苦労さまでした。ありがとうございました。

今ほど他の委員の方からもそれぞれありましたとおり、日々刻々と情勢は変化しており、A Iの話もその一例ですが、少し前には想定していなかったようなことが起こる状況になっております。その時々で生じた問題を踏まえて、引き続き検討を重ねていくことが求められるものと思っております。全体的に賛成ということで回答させていただきます。ありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございます。そうしたら、まだ意見をおっしゃっておられな

い委員の先生方からということで河野委員、お願いいたします。

○河野委員 承知いたしました。私もパブリックコメントを踏まえた今回の御提案、修正案に異論ございません。賛成をいたします。

お話に出ていましたけれども、AIなど新しい技術の進展がありましたし、コロナ禍がありましたので、働き方が大きく変わった。そのような社会の変化に着目して、時宜を得た改訂ができたのではないかと、有意義だったと思っております。

以上です。

○岡村委員長 おっしゃるとおりですね。リモートワーク、働き方は相当変わってきたことを踏まえてということでもあります。大変大切な御指摘だと思います。ありがとうございます。

では、末吉委員、お願いします。

○末吉委員 ありがとうございます。私もこの変化に、特に営業秘密の場合はどう対応していくのがすごく大事なことだと思うので、AIの点を含めて定期的に情報をお集めいただいて、また適宜な見直しをぜひやっていただきたいと思うとともに、原案には全面的に賛成でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○岡村委員長 先ほど杉村純子委員から一言頂戴しましたので、お隣の畠山委員お願いいたします。

○畠山委員 私も今回の取りまとめについては賛成でございます。これまでの意見も集約していただいて、大変ありがとうございます。

いつも申し上げていることですが、中小企業の立場からということになると、こういうものができて、これをどう皆様方に認知してもらうかという点が非常に重要だと思ひます。そのときに、これまでも御指摘があった世の中の動きに、ついていくというのももちろんなのですが、関連する動きも含めてどう全体像をお知らせしていくか、営業秘密の指針のところだけでお伝えすると、なかなか中小企業に伝わらないところもあるので、政府内での連携をお願ひしたいと思ひます。

今サイバーセキュリティの議論なども、法案の提出に伴って周辺の中小企業をめぐる状況につき政府部内でも議論されてきていると思ひますので、そういう動きなども取り入れながら、どう伝えていくかというのを引き続き御検討いただければと思ひます。日商としてもできるだけサポートできればと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○岡村委員長 ありがとうございます。あと、すみません、ネット出席の畠山委員、一

言お願いできますでしょうか。

○富田委員　ありがとうございます。連合の富田でございます。

私も今回の「営業秘密管理指針」の改訂案については賛成の立場でございます。

お願いが2点ございまして、1点目は、いろんな先生方が、時宜を捉え変更いただきたいという御発言ございましたが、私もそのとおりでありまして、特に今後、生成AIなどについては事象の変更などに応じたタイムリーな検証・変更などの検討を引き続きお願いしたいと存じます。

2点目は、今回の改定内容の周知であります。実際に現場で運用するのは労働者になりますので、企業への周知はもちろんのこと、企業内での従業員への周知についても政府のほうから働きかけていただきますようお願いをしたいと存じます。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。今の点につきまして、事務局から何かコメントありますでしょうか。

○中山室長　ありがとうございます。大きく2点御指摘いただいたかと思えます。生成AIに関して、今後、技術の趨勢によって様々な種類のAIも出てくるでしょうし、様々な使い方もされると思われますので、タイムリーに、「営業秘密管理指針」や秘密情報の保護ハンドブックの改訂について、どちらに記載するのがよいのかということも含めて不断に努力して検討していきたいと考えているところでございます。

周知の在り方はまさに従前よりも課題と認識しています。関係する従業員の方などどうやって伝えていくのかに関しては、先ほど畠山委員や富田委員からもお話がございましたので、引き続き御相談をさせていただきながら、我々としても効果的な周知の在り方について検討していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○岡村委員長　ありがとうございます。では、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員　ありがとうございます。このたびいただいたパブリックコメントの御意見はいずれもごもつともで、それを踏まえた御修正によってより分かりやすく、適切な内容になったなと思っております。ありがとうございました。

最新の状況を反映させ、営業秘密に触れる可能性のあるすべてのステークホルダーにとって有益な内容になったと評価をしております。また、先生方おっしゃっておられますように、これから益々技術の発達、社会の変化等ございますので、そういった状況の変化を捉え、管理指針もさることながら、法的保護を得るための最低限度の備えを超え、またよ

りきめ細かな情報提供のために、保護ハンドブックの改訂も適切なタイミングを見て御検討いただけると大変ありがたいと思っております。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。事務局から何かございますか。

○中山室長　ありがとうございます。こちらはそれぞれ、企業の形態によって実態も異なるでしょうし、大学や研究機関など、様々なステークホルダーの方がいらっしゃるのですが、どのような実態があるのかを含めて検討しつつ、ニーズに合わせた周知の在り方も検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岡村委員長　では、この議題の最後に、杉村多恵委員、お願いします。

○杉村（多）委員　ありがとうございます。ほかの委員の先生方と全く同じ意見で、今回の改訂に関しては賛成でございます。委員長及び事務局の皆様方の御尽力に感謝申し上げます。

先日、中山室長から個別に事前説明をいただいた際に少し意見交換させていただいたところがございますけれども、今回、注釈で書いてくださった秘密保持契約を締結していなくても秘密管理措置が認められるということを追記いただいて、趣旨よく分かるなというところで。

加えまして、今後の展開に当たっては、その部分は過度に記載がかかるというところ、もしその辺りの関与といたしますか、記載いただく上で御見解いただけるとありがたいかなといったところが1つ。

もう一つ、弊協会としましては、肖像・声に関する辺りも、情報収集というか、関心を持っているところがございます。中山室長もこの辺り重視していかれるとお伺いしましたので、その辺りの情報がまたどこかのタイミングで弊協会のほうにも提供いただけるとありがたいなと思っております。

すみません、雑多な話になりましたけれども、以上でございます。

○岡村委員長　今の点については何かございますか。

○中山室長　ありがとうございます。秘密保持契約のところについては、契約の形態は各社様ごとに異なると思っておりますので、我々としてもここは丁寧に見ていくことは引き続き実施していきたいと思っております。

声と肖像の話については、この後、資料4で御説明をさせていただきますので、その際に併せてコメントさせていただければと思います。

○岡本委員長　ありがとうございます。おおむね御異論はないものと理解いたしました。つきましては、こちらの内容を溶け込ませた上で事務局から正式にパブリックコメントの結果を公表する形とさせていただきたいと思いますが、この形で御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。そうしましたら、最後のフィックスに向けた作業は私や事務局と協議して改めさせていただくという形で御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

では、次の議題に入りたいと思います。まずは事務局から資料4につきまして説明をお願いいたします。

○中山室長　ありがとうございます。今回、「営業秘密管理指針」を取りまとめるということで今年度は、本日含め計3回の不正競争防止小委員会をやらせていただきましたが、先ほどの御指摘と重複する部分もありますが、前回、前々回の議論の中で、皆様から御指摘いただいた内容について今後どうしていくべきかを御紹介させていただきたいと思います。是非皆様の御意見をいただければと思います。

まず、2ページ目に前回までいただいた御意見をまとめさせていただいております。

1つは、営業秘密に関する周知についてです。先ほどいただいたコメントとも重複する部分もございますが、1点目としては、地方企業における営業秘密管理について、地方の様々なステークホルダーの方々、弁護士知財ネット様であったり、弁理士会様、経産省の地方局もございますので、そういったところとも連携して進めて欲しいとの御意見です。

2点目は、大学や、従業員など様々なステークホルダーの方がいらっしゃるということで、そこに併せてしっかりと周知を行ってほしいという御意見です。

3点目は、中小企業に対しては、ニーズの把握や、現状を踏まえた営業秘密管理の強化に向けた取組の推進も実施してほしいという御意見です

4点目は、情報セキュリティや経済安全保障など、昨今、営業秘密をめぐる状況は、不正競争防止法に限らず幅広い政策を政府としても実施していくものであり関係者とも連携しながら、分かりやすい周知活動に努めてほしいといった御意見です。

5点目は、生成AIについて、営業秘密管理のところに関して今後様々な事案が出てくると思いますので、「営業秘密管理指針」であったり、「秘密情報の保護ハンドブック」を

適宜改訂していくべきではないかという御意見です。

不競法の制度の在り方については、特許のみならず、周辺の営業秘密に関わるノウハウといったところの知財全体の活用が重要となってくる中で、A I の進展など様々な状況が変化していく中で不競法の重要性は高まっていくであろうという点も踏まえた中長期的な制度の在り方について検討していったらどうかという御意見です。

それぞれいただいた点に関し、今、我々が考えていることを御紹介させていただきたいと思えます。

3 ページ目、営業秘密の周知の在り方に関しては、様々なステークホルダーがいる中で、それぞれに適した営業秘密の周知を実施してほしいとの御意見いただいております。経産省の地方局とも連携しながら、試行的に営業秘密に関する御説明などもし始めているところです。地方によって産業構造や企業の実態も異なるので、引き続き現場の声を聞きながら、必要とされるニーズを踏まえて周知活動をしていきたいと思えます。

また、中小企業をはじめとした営業秘密管理の実態把握・ニーズ把握については、我々自身も引き続き調査なども踏まえてやっていくということもございますけれども、I P A でも情報漏えいに関するデータなども幅広く取っておられるという状況と聞いているので、そういった情報も活用しながら効果的な支援策を検討していきたいと考えています。

次に、生成A I に関する取組に関しては大きく2点ございまして、1点目は、今般改訂した「営業秘密管理指針」のみならず、「秘密情報の保護ハンドブック」も、昨年改訂をしているところでございますが、こちらも引き続き事案の状況を見ながら、適時なタイミングで更なる改訂も含め検討を進めていきたいと思っております。

昨年の「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂や今回の「営業秘密管理指針」の改訂内容における生成A I の記載については5ページから8ページで追記していますので、参考までに御覧をいただければと思えます。

最後に、A I に関して、制度という観点で申しますと、先ほど杉村委員からも御指摘ありましたとおり、声と肖像とA I という点に関して、知的財産推進計画2024の中でも現行の不正競争防止法との関係を整理すべきというような御議論もございました。我々としても現時点の考え方について今回整理をさせていただきました。

9 ページ目に、生成A I と肖像・声に関して、現行不競法における考え方について、海外事例等も参考にしつつ、有識者の皆様方に御意見をお伺いしながら事務局としてまとめました。

まず、不正競争防止法に関しては様々な不正競争を2条1項に規定しているところですが、俳優、声優さんの声や肖像と生成A Iの関係に関しては、個別事案によりますけれども、1号の周知表示混同惹起行為、2号の著名表示冒用行為、20号の誤認惹起行為、21号の信用毀損行為の4つの不正競争行為が、該当し得るのではないかと考えているところがございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、肖像や声という観点から申しますと、実態として肖像や声の周知の程度であったり、肖像や声がどのように使われているのか等により、個別に判断していく必要があると考えています。

9ページ目の下では、「商品等表示」や「商品等表示を使用」という要件に関しても御説明しています。

次は10ページ目になりますけれども、ここは条文を抜粋していますので、後ほど参照いただければと思います。

その上で、例えばどういうケースがあり得るのかということで、我々も、昨今出てきているような事例を用い、こういう事案であれば不正競争防止法においても対応し得るのではないかとこの事例を幾つか御提示します。

肖像と声は、性質上分けてお示しをさせていただきたいと思います。いずれも、前提として、本人の許諾を得ていない場合ということでございます。まず肖像に関しては、例えば、事例①のように、生成A Iを用いて、ある人物の肖像を使用した写真を作成し、それを販売するようなケースが想定され得ると思います。こちらについては当該人物が周知な人物でありましたら、1号によって対処し得ると考えられます。

次に、事例②のように、これは広告の使い方を想定したものでございますが、生成A Iを用いて、ある人物の肖像を使った広告を作成し、それを広告として使用するといったような場合、この人物が広告対象の商品や役務と関連する分野において信用のある人物であれば、20号や21号といった現行の不正競争防止法において対処し得ると考えています。

次に、声に先ほどと同様に、本人の許諾を得ていない場合を想定してございますが、事例③のように、ある人物と同一の声を出力することができる生成A Iを使って、当該人物の持ち歌ではない曲を歌わせ、それを動画投稿プラットフォームなどに投稿する場合ですね。この場合ですと、当該人物の声が周知ということであれば、1号によって対処し得ると考えられます。ただ、1号はあくまでも混同の要件ありますので、仮に「これは生成A Iを使って歌わせています」というような、打ち消し表示が付されているような場合には、

1号で対処することが難しく、その場合、理論上は、その声に著名性が認められるということであれば、2号において対処し得ると考えています。

事例④は、ある人物と同一の声を出力することができる生成AIを使って、当該人物の声を使用した目覚まし時計を作って、それを販売するようなケースです。こちらについても、この人物の声が周知であるかどうかというところではありますが、周知であれば、これは1号によって対処し得るということになるかと思えます。

また、例えば、声だけではなくて、声と特徴的な台詞とがセットになって使用されるような場合は、より広く1号において対処し得るといふことかと考えているところがございます。

参考で、13ページ目では今回、現行の不正競争防止法と生成AI含めた関係を整理させていただいているところではあるものの、これは他の知的財産法もしかしりですが、不正競争防止法自体は肖像・声そのものを規制するものではありません。不正競争防止法以外でも、パブリシティ権も判例上認められているところがございますし、昨年5月に取りまとめられました「AI時代の知的財産権検討会」の中においても、個別の課題という観点でパブリシティ権による保護の検討がなされているといった点も併せて御紹介をします。

14ページ目、15ページ目は、AIと不正競争防止法という観点で、知財事務局の資料を、参考という形でつけさせていただいているところがございます。

事務局からの説明は以上となります。

○岡村委員長 ありがとうございます。ただいまの事務局から説明がありました、前回までにいただいた御指摘事項などに係る対応についての御意見、御質問の時間は比較的長い時間用意しています。つきましては、大きく2つの問題に分かれるかと思えますので、まず周知活動、いわゆる啓発の件につきまして、皆様方、何か御意見、御質問ございませうでしょうか。ページでいうと3ページですね。

○末吉委員 よろしいですか。

○岡村委員長 はい、お願いします。

○末吉委員 平成2年ぐらいからですかね、35年ぐらい営業秘密というのが不正競争防止法でだんだん整備されて、民事だけだったのに、刑事が入ってきたり、構成要件が豊富になってきたり、そういう流れの中で今の周知の御指摘を伺っていると、著作権に似てきたのかなという感じがいたします。

どういふことかというところ、著作権の啓発活動って、あらゆる人を相手にするといふか、

小学校で教えてもいいし、町内会で教えてもいいし。実際に著作法の啓発活動って私の経験でいうと、いろんなところに招かれて、すごく難しい質問をされたりするのですね。これってどうなのでしょうとか。興味をもっているんな方が著作権法について思ってくださるといのはすごくいいことで、実際そういうニーズがあるじゃないですか。もはや営業秘密というの、前はプロの、プロスペックだった感じがするのですけれども、知らない人はたくさんいるし。だけど、今、秘密の保護とか、秘密は実は財産なのではないかという考え方が、もしかすると著作権にかなり近いぐらい浸透してきていて。だからこそ、この周知をもっと広めてもらいたいという声が皆さんから出るのかなと。

もともと、経産省におかれては周知は徹底しているじゃないですか。地方の皆さんも活用なさって。でも、恐らく何か物足りないのかなというのは、やり方がどうのこうのというより、裾野のがすごく広がっているので、そういう観点からの目線というか、学校に行き行って教えなくてはいけないとまではなかなかならないかもしれないけれども、今後の課題としては、母体というか、分母が増えているので、そういうところに気配りをしながら、もちろん、相手によりけりなので、高度差とか違うと思うのですけれども、そういうことも少し御検討なさるといいのかなと、お話を伺っていて思いました。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。確かに、今、末吉委員おっしゃいましたように、平成2年頃だと新薬スパイ事件とか、非常に限られた業界に産業スパイが出てきたので、技術ノウハウの保護を中心に議論をされて、取りあえず結実したと記憶しております。随分時代がたった中、今は誰もが営業秘密を扱い、あるいは、一つ間違えると結果としてでも侵害に該当してしまう、そのような時代になったということかと存じます。深く同意いたします。

富田委員、お願いします。

○富田委員　富田でございます。ありがとうございます。

周知の在り方について、先ほどからお願いばかりなのですが、もう一点お願いをさせていただければと思います。本日の資料の後半のほうで、俳優や声優などの肖像や声の利用をめぐるの考え方をお示しいただいています。自身の肖像や声を無断で商売に利用されたり、そうした広告を信じて投資したりしたという現状は看過できませんので、こうした整理をお示しいただくことは非常に妥当だと考えています。

ただ、事前にお伺いをしましたところ、この重要なメッセージの発信方法は、今日の小

委員会の資料に掲載することで周知を図ると伺っておりまして、仮にそれだけにとどまってしまうと、被害を受けている方にも問題行為をしている側にも十分伝わらないのではないかと懸念をしております。政府として不正競争防止法以外の法律との関係も考慮しつつ、総合的に対応する必要があるということは理解をいたしますが、今回お示しいただいた整理だけでも広く周知をすれば、問題事案の発生抑止に効果があると思われまので、ぜひこの点の周知についても引き続き御検討いただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○岡村委員長　何か事務局からコメントありますでしょうか。

○中山室長　ありがとうございます。末吉委員のまさにおっしゃられたこと、我々も今すごく悩みながらというところがございますけれども、確かに裾野が広がっているということでありまして、今までのやり方、伝え方、メッセージの在り方、今後、媒体なども、使い分けも含めてどう考えていくべきか、そこは重要な論点だと思いますので、御指摘をいただいた著作権の事例なども踏まえてしっかり考えていきたいと考えています。

富田委員からいただいた肖像や声の話ですが、周知の話も、非常に重要な論点だという点は評価いただき、ありがたいですので、今回は考え方のまとめをまず書かせていただいたところではありますが、我々もどういった形の周知の仕方があり得るのか、現時点としてどういったところに伝えていくべきなのか、そこは宿題として承って検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○岡村委員長　杉村純子委員、弁理士会の取組の関係で何か御存じのことがあれば、お教えいただければありがたいですが。

○杉村（純）委員　ありがとうございます。「営業秘密管理指針」が最終的に決定いたしましたら日本弁理士会の中でも周知をしていきたいとは考えております。本日、4月から日本弁理士会の次期研修所長の太田弁理士が随行しております。また、弁理士に周知をしていくための研修、Eラーニング等についてまた御相談させていただくことになればと思います。特に地方の活性化という点におきましては、地方の中小企業に地方の弁理士が中心となって接しておりますし、また大学関連のスタートアップについても弁理士が積極的に活動しておりますので、地方・大学関係者にも周知できるように日本弁理士会の弁理士も協力をしていく所存でおります。

以上です。

○岡村委員長 林委員、日弁連のほうでは、何か動きありますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。林です。

末吉先生からお話があったとおり、30年ぐらいになるのでしょうか、不正競争防止法に営業秘密の民事的な保護制度が入ったとき、また刑事的保護を入れるとき、それでも告げがないという中で、秘密を守ったままで刑事的な救済ができるようにという制度をつくるとき、その都度、日弁連に御相談いただいて法文の策定のところから御相談させていただいておりました。相談体制のほうも、弁護士知財ネットを2005年に創立した最初のことから相談体制を組んでおまして、ウェブサイトでも営業秘密のブログをずっと掲載したりしているところでございます。

今後もその活動を続けていきたいと思っておりますが、こんなに普及啓発活動をしてラストワンマイルが繋がらないという状況は、実は30年たっても変わらず、そこをどうするかというところが問題かなというところではあります。

特に今回の「営業秘密管理指針」の改訂のポイントとしては、大学・研究機関など企業以外の組織における情報管理との関係という1項目を設けていただいて、脚注8においても「大学・研究機関が生み出し、保有している研究・実験データなども不正競争防止法が対象とする『営業秘密』に該当する情報となる」ということも明記していただいております。今後、ラストワンマイルでつながっていないところの1つとして大学・研究機関があるかなと思っております。もちろん、文科省と経産省で共同でこれまでも大学・研究機関に対して営業秘密管理の重要性についての様々な活動をしているわけなのですが、ちょうど今日も内閣府知財戦略本部事務局から「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」が公表されております。昨今、国外の大学と日本との間、または国内でも人材交流が昔よりも頻繁になっている中で、どのように研究や実験データなどの営業秘密を管理していくかがまさに喫緊の課題になっております。各方面で打ち出しているツールと、こちらの経産省の管理指針等の普及啓発活動を、それぞれがというよりは、連携してやっていただくにより効果があるのではないかなと思っております。私ども弁護士、日弁連や弁護士知財ネットも引き続き最前線の相談のところで御協力していきたいと思っております。

○岡村委員長 ありがとうございます。今、科学技術系の話が出ましたけれども、確かに、もう一つの問題は政府がこれまで打ち出してきたオープンデータ、オープンサイエンスとの関係で、どこをどう切り分けていくのかとか、ある大学でポリシーのような形のものをおつくりになっていきますけれども、そういうオープンとクローズの面をちゃんと使い

分けるだけの提案というのは我々も含めてしていかなければ、理系の先生方から分かりにくいとお叱りを受けるのではないかという次第であります。田村委員にお聞きするのがいいのですかね。

○田村委員 先ほど、ほかの知的財産権との比較などの話もありましたが、不正競争防止法の重要な特徴としては、特に著作権と比べますと、認識しないままに何か違反してしまうというようなことは少ないのではないかということです。一般的に誰もがこういうことは違法にならないだろうと思われるような行為まで違法にできるような権利ではないと思います。むしろ周知にする必要性というのは、知らず知らずのうちに権利を侵害してしまう行為を防ぐというような観点よりは、うまくいけばちゃんと保護できるのに、その保護を逃してしまうというような認識不足による問題を防ぐというのが、おそらく相対的には他の知的財産権よりも重要になってくる、そういう法律ではないかと思うのです。

様々な不正競争行為があるのですけれども、とりわけ秘密管理とか電磁的管理というのが要件にされていて、その保護を求めするためには、相応の努力が必要である営業秘密の保護、あるいは限定提供データの保護というところが特に重要だと思うのですね。その点で、かねてよりこちらの委員会でもオーソライズをしながら管理指針がどちらにも出ているということは、この不正競争防止法の特徴をよく捉えた取組みのように思っております。

○岡村委員長 特に大学特有のものというのは何かございますか。

○田村委員 これは難しい問題で、大学の中では、特許等に比べますとあまり皆さん議論をしていないのは確かですね。それ以上は、特に私のほうで定見があるわけではありません。役に立たず申し訳ありません。

○岡村委員長 恐れ入ります。

あと、先ほど啓発の中でサイバーセキュリティーなどとクロスオーバーになっているような状態の時代が来たのではなかろうかと感じたのですけれども、例えば、サイバーセキュリティーをされておられる方々が、不正競争防止法の、こうした法制度が支えとしてあるのだと。そのようなことについては、小松委員、何か啓発というか、周知されているのかどうか気になるのですけれども、いかがでしょうか。

○小松委員 周知されているかと言われると、多分それほど周知はされていないと思います。IPAとこれまでも連携をされていて、IPAの通知、もしくは不競法の通知の中にそれぞれの情報をリンクしてはいるのですけれども、それをわざわざ見てくれればいいのですけれども、なかなかそうはいかないだろうなと思っています。

ただ、大企業についてはそれなりにセキュリティーの意識も高いですし、営業秘密の意識も高いと理解しているのですけれども、中小企業については、この間IPAが調査をしたのですけれども、7割の企業は組織的なセキュリティー体制が整備されていないというような結果も出ていまして、これは多分セキュリティーだけではなくて、営業秘密に関しても同じような状況なのではないかなと思っています。ですので、セキュリティーから見ても、営業秘密から見ても、しっかり普及の活動を考えていかなければいけないところなのだろうなと思っています。

すみません、余り答えにはなっていないのですけれども。

大学の話をしてみますと、科学技術系の大学は、一部の業種についてはかなりクローズな対策というか、営業秘密にしてかなり厳しい対策をしていますので、大学と共同研究をするときにはしっかりしているのですけれども、そうでないようなところは、基本、大学の先生はオープンに技術を出すというポリシーでやっていますので、先ほど特許は議論するけれどもという話がありましたが、営業秘密についてそれほど議論するということはなかったと理解しています。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。今ちょっと気になる話が出たのは、大企業は頑張ってサイバーセキュリティー、営業秘密をやっているのだけれども、“大企業は”ということは、中小企業はどうなのかということになるかと思うのです。その関連で、畠山委員、ございますでしょうか。

○畠山委員　ありがとうございます。おっしゃるとおりで、中小企業になると、ある意味限られた人だけが非常に積極的に認知をしているという状態だと思います。

中小企業全般について言えば、事業をやるために数少ない人数でやらなければいけないことがたくさんあるという状況の中で、先ほどから少し申し上げているとおり、提供される情報が自分のところに降りかかってくる事象とどう結びついているかという情報提供のされ方がなされないと、なかなか間口のところから入ってくるのは難しいのかなという印象を持っています。具体的な企業、そういったことに余り十分な認識がないような企業さんに、むしろヒアリングなどをしながら、どういう説明の仕方をすれば自らも対応すべきこととして理解できるのかというところは、情報発信の在り方として工夫いただければなと、我々もぜひ協力させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○岡村委員長　商工会議所でこの座を設けて、誰か講師として行くというような形なの

でしょうか。

○畠山委員　それもありますけれども、その手前の問題として、提供される情報そのものをどういう形で提供したらいいのかという議論は、少し細かい話になりますけれども、具体的な企業さんにヒアリングをしながら、こっちではこういうことを伝えたいのだけれども、企業さんから見るとどういうもので発信されるとそれが伝わるのかというのを、少し細かく議論したほうがいいのかという印象を持っております。

○岡村委員長　ありがとうございます。いずれにせよ、中小企業の問題というのは、大企業からすれば、大企業から下でサプライチェーンの一翼を担う問題でもありますから大変興味があるところであることは間違いなからうかと私個人的には思っています。

ほかに、この啓発・周知について御意見ございますでしょうか。では、林委員。

○林委員　林です。繰り返して恐縮なのですが、分かりやすい資料という意味では、例えば、1回目のときに私が御紹介した経産省の知財室で出されている資料でも、やってはいけないこと、1、2、3と3つぐらいにまとめて、これ以上分かりやすくできるのだろうかというくらい分かりやすく事例を入れてお示しされていますし、また、中小企業庁のほうでも、公正取引委員会の行ったヒアリングを基に、昨年令和6年の10月に知財取引ガイドラインの改訂版を出されている。その中で、まずは秘密保持契約を結びましょうとか、ひな形とか、解説編とか、事例を基に、こんな事例がありましたというのから始めて、秘密保持契約とか、まずは開発委託契約をしましょうとか、その上で製造委託契約にしましょうと、物すごく丁寧、懇切に出しているのです。

ところが、別の会議で、例えば、スタートアップ向けの知財の保護みたいな会議に行くと、スタートアップの方たちという切り口でいると、スタートアップの方は中小企業向けのそういう情報に触れていらっじやらないようで、御紹介すると、そんなのがあるの、知らなかったということなのですね。また、もう20年以上前から、特許庁が知財総合支援窓口をつくる前から東京都が知財総合センターというのをつくっていて、そこが全国のモデルになっていると思うのですけれども、ずっと中小企業向けの知財のサービスの中で、営業秘密も、こういう「お困りごと」として何十とリストアップして、どういうときに漏れていくのかという留意するポイントを紹介しています。しかも、スモールグループをつかって勉強会を年間通してやったり、派遣型の相談員を送ったり、月例相談をやったりと、もう手を尽くして何十年もやっている。それなのに届いていないという現状があります。今どきなのでインターネットを通じた普及活動もなさっています。

そういう意味では、どこをどうすればこの状況をワンステップ向上させられるのか。私もこれ以上何をしたらいいのだろうかというところで思ったのが、いろいろなところで行われている活動を、連絡協議会みたいな形ではなく、実際に今どきの企業がされているようなツールを使って、タイムリーに情報共有しながら、双方向的にアクセスできるような形でやっていくのがいいのかなと思ったりしています。

○岡村委員長　その双方向的というのは？

○林委員　例えば、企業内では、みんなが情報を上げていって、そこで情報共有しながら、次どうする、というのをやっていらっしゃると思ういます。連絡協議会みたいに形式的に全国の方を集めてみたい、ものでは、皆さんの時間と手間が負担になるだけで、実質は何も変わらないので、そうではなくて、各自が実際に使えるツールを考えたらどうかなど。

○畠山委員　今の点について。先ほど少し申し上げたのですが、恐らく仰っているツールにたどり着いていない方がたくさんいらっしゃる。つまり、必要ないと思っている企業にどうリーチするのか、そもそもどこまでリーチしなければいけないのかという議論もあります。リーチする必要があるが、興味を示さない企業については何で興味がないのかを、その企業に聞かないと、なかなか理由が分からないと思います。これだけツールがあるのに、なぜこういうことに御関心がないのか、という点を聞いてみないといけないと思いました。単純に、自分と関係ないと思っているということではないかと思います。関係あると思ってもらうには、入り口としてどういう材料を提供するのか、わかりやすいツールの手前にどうして知ってもらう必要があるかを発信することが、必要であるという印象を持ちました。

○岡村委員長　それは、先ほどおっしゃったアンケートなどによるリサーチということでしょうか。

○畠山委員　そうですね。むしろ関心がない人に聞きに行かないといけないと思います。わかりやすいツールはいろいろあるのに、どうしてアプローチしているのかということを知りに行かなければいけないのではないかと印象を持ちました。

○岡村委員長　今の点、事務局いかがですか。

○中山室長　ありがとうございます。まさに、畠山委員おっしゃられているように、関心がない人たちに、むしろどういうことがあれば意識するのか、我々も周知活動を中小企業様向けにもやらせていただいているところではあるので、そういったところがよく分か

らないところは現在もありますし、先ほど林委員がおっしゃられたように、今までも様々な手段でやられてきたという認識もあるので、今までやってきたものの積み上げ上にどういった形で関心のないところにリーチしていくのか。ここは我々もまさに皆さんと御相談させていただきながらやっていかないといけない部分だとは思いますが、引き続き御知見賜ればと思います。

○岡村委員長　それと、先ほど林委員からお話がありました中小企業庁がつくっておられるツールというのは、例えば、経産省の不正競争防止法のページ、あるいは営業秘密のページからリンクを張るなどして、ダウンロードしやすいような形になってますでしょうか。

○中山室長　そういう観点から申しますと、今、不正競争防止法のホームページございますけれども、基本的に指針とパンフレットを並べさせていただいているという、見栄えも一生懸命頑張っているのはいいのですが、できていない部分もあると思うので、この機会に関連するようなホームページのほうもどうやったら皆様に伝わりやすいのかといったところはしっかり考えていきたいと思っています。

○岡村委員長　ほかにこの啓発・周知について御意見なければ……あつ、どうぞ。

○河野委員　不勉強で恐縮なのですが、教えていただければと思います。

先ほどスタートアップのお話がありましたけれども、現在、スタートアップの方々が本件に関して認知できそうな場というのは具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

○中山室長　スタートアップのところに関しては、確かに我々自身も直接的に説明会とかをスタートアップ向けに重点的にやっているという状況ではないというのが実態ではございますけれども、ただ、スタートアップ政策の中でこういった営業秘密をしっかり位置づけていただいて、その中で併せて周知いただくというような形もあると思いますので、その点も含めしっかり認知していきたいと思っています。

○井上審議官　スタートアップに業界団体がいないので、経産省のほうでJ-Startupということで、コンソーシアムみたいな形でお仲間づくりというか、スタートアップの横の連携を図るような取組をやっていて、これはイノベーション局のところにはスタートアップの推進課がありますので、そのような取組をやっていきます。ただ、新しいテック系のスタートアップもあるので、知的財産などを意識されていらっしゃる企業もあると思いますが、意識が弱い企業もあると思うので、省内の中での連携はすごく大事ななと思っていて。

私、別の課で投資促進課を担当しているのですけれども、そこで研究会をやっております。海外の資本、M&Aなどを活用して中小企業で国際展開を図るのに、自社だけのリソースだけでは限界があるけれども海外の展開をしたいという場合、外資に一部出資をしてもらって、海外展開を図っていくためのガイドブックを作っていこうということで今研究会をやっているのです。そのときに論点の1つに、いかに営業秘密というか、秘密を守るかというのが出てきます。だから、ガイドブックでの例示は「特許など」となっています。

私のほうで、営業秘密もあるはずなので、知財室に連携を取って、ガイドブックのところに「秘密情報の保護ハンドブック」の話とかをコラムに載せてもらうことができないか、ということをお投資促進課のほうにお願いをしたので、投資促進課から早速知財室に連携したと思うのですけれども。恥ずかしながら経産省の原課の中でも、特許とかはすごく有名なのですけれども、営業秘密に対する意識が必ずしも十分ではないという感じがしておりますので、省内での連携というところも含めて、まさに林委員が横の連携とおっしゃっていましたが、それを経産省内でもやっていくし、日本全国の様々なリソースの中でどう連携を図っていくかは一つのポイントかなと思っています。

○岡村委員長　　では、杉村純子委員。

○杉村（純）委員　スタートアップに関しましては、日本弁理士会で各地方、例えば博多とか仙台、そういう地方でスタートアップの方々を対象にした知的財産に関するセミナー等を開催しております。今回も、この「営業秘密管理指針」の最終フィックスができましたら、日本弁理士会内の知財経営センターが中心となって各地域でスタートアップの方々対象にセミナーをしているセミナーにおいて、営業秘密についてもセミナーに含めて開催いただきたいと伝えたいと思います。

それと、営業秘密に関しましては、例えば、社会人大学院生を対象にセミナーをしたとしても、学生は毎年替わっていきますので、そうすると2年後には、その時の大学院生は、何も営業秘密の最新情報を知らないというような状態になっていると思います。したがって、どのように継続して営業秘密について認識してもらうかが大事なのではないかと考えております。

例えば、セミナーを開催すると実際にその場で質問もできますし、有効な面もありますが、今、営業秘密についてどうなっているのか知りたいといったときには、そのセミナーは開催されておらず情報が得られないというようなことがありますので、アクセスのしやすさ、先ほど室長がおっしゃるように、ホームページを見やすくしていただく等、もう少

し工夫していただき、情報のアクセスを容易にさせていただけるとよいのではないかと思います。

○岡村委員長 役所でもP P Cのように動画を作って啓発活動をして、従業員向けに見させることはできるような工夫をしているところもありますかね。

○中山室長 そうですね、そういったところもあると思いますし。これだけ動画も気軽に作れるような時代にはなってきたのはいるので、うまく皆様がアクセスしやすいような形での周知の在り方というのは改めて考えて行きたいと思います。ありがとうございます。

○岡村委員長 弁理士会はそういうツールは作られていないのですか。ダウンロードできる。

○杉村（純）委員 一般の方向けですか。

○岡村委員長 そうです。

○中山室長 一般向けには、経産省というより、例えばI N P I Tのほうでも営業秘密についての動画をアップして周知していただいているのですけれども、特許も含めて様々な動画がある中で埋もれてしまっているようなところもあるかと思っておりますので、いろいろなものも確認しながら、改めて見てみたいなと思っております。

○杉村（純）委員 弁理士会も必要に応じて、寸劇をしたり、動画を作成いたしまして、それをオープンにしたりとかしていますので、また営業秘密等についても相談していきたいと思っております。

○岡村委員長 仕事柄、私もスタートアップのスタッフをたくさん知っているつもりですけれども、やはりアイデアが命であるだけに奪われたくないのです。それをよそにまねされると困ってしまいますので。ただ、スタートアップはスタートアップですので、人材が限られているのです。最近では、昔と比べれば採用はしやすくなったことは事実ですけれども、なかなかそこは難しいというか。

先ほど杉村純子委員がおっしゃっていたような形でマニュアル化、最低限これだけは知っておきたいとか、これだけはやっておきたいという形のもので、外部のツールで賄えるような形があるのであれば。スタートアップの場合は開発・営業のほうに先に走って、管理部分については、やる気はあるが、体力がそこまで回せないところがありますので、そこは彼らを諭す意味でも大変重要なことだと思います。

ほかございませんでしたら、次の議題に移らせていただきたいと思います。

では、A I と不正競争防止法に関する部分について、皆さん何か御意見ございますでし

ようか。どんなところからでも結構でございます。どんな切り口からでも結構でございます。例えば、ここに書いてあることで、細かいところが、ここが抜けているのではないのかとかという点でも結構でございますし、ちょっとこの書き方は誤解を招くのではなからうかなど含めて御意見、御質問いただけたらと存じます。生成A Iというか、A I自体まだ発展途上のもので、なかなかしゃべりにくい部分もあろうかと思っておりますけれども。

では、林先生ですね。

○林委員 資料4の4ページのところに知的財産推進計画2024が掲載されており、そこに「生成A Iにおける俳優や声優等の肖像や声等の利用・生成に関し、不正競争防止法との関係について、考え方の整理を行い、必要に応じ、見直しの検討を行う。また、他人の肖像や声等の利用・生成に関し、その他の関連法についても、法的考え方の整理を行う。」ということで、先ほど中山室長から資料4で御紹介いただいた9ページのところで、「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行不競法における考え方の整理」、考え方の整理を今回示していただいたと承知しておりますが、先ほどの知財推進計画では「必要に応じ、見直しの検討」という点については、見直しの検討を行う必要はないということになったのか、必要があるかどうかの検討をこれからするのか、その辺はどうなのでしょう。

○中山室長 その点に関しましては、今回、現行の考え方について整理をさせていただいたという理解でございます。先ほど委員長からもありましたとおり、本件まだ発展途上ということもありまして、我々自身がまずは現行法の考え方の整理を世の中にお示しをした上で、それで具体的な事案が出てくればと思いますし、ほかにもこういう事案があるのではないかという声も出てくると思いますので、そういったものを踏まえて不正競争防止法の見直しの検討が必要なのかどうかも含めて、今般の現行法の制度の整理、世の中のいろんな事案の反応を見ながら見直しの検討が必要かどうか改めて考えていくということかと思っております。

○林委員 ありがとうございます。他国でもこの生成A I絡み、またパブリシティの関係についていろいろな事例が積み上がっていますし、そういったものを参考にしながら、引き続き、発展が早いということでちょっとお休みするのではなく、継続して検討をしていただきたいなという気もします。

○中山室長 まさ、諸外国の動きもそれなりに出てくる分野かと思っておりますので、そういったところの動きをしっかりと我々としても引き続き追っていく、現行における見直しの必要があるかも考えていくというところだと思います。現時点で何かというわけではないで

すけれども、そこは引き続き検討していきたいと思っています。

○岡村委員長　その点について、先ほど林委員がおっしゃった諸外国が積み上がっているという点では、EUのAI法のように、どちらかというリスクベース・アプローチで、そういう意味では比較的厳格な規制を加えるいうところもあれば、アメリカのように、どちらかという自主規制に委ねるという考え方のところと、日本はどうなのだというと、今回出てきた法案を見ますと、結局のところ、政府の戦略本部において戦略計画を練るのだというような形で、どちらかという体制づくりのほうに重点を置いて、中身はそこで議論していくというような形ですね。NHKさんの報道では、ちょうどEUとアメリカの中を行くものだというような、かなり言い得て妙な表現を取っていましたけれども。そのような状態でありますので、今後、そういう政府の関連機関とも協議しつつ、さらなる必要に応じた検討を私からもお願いしたいと思います。

ほかに、このAIとの関係で御意見ございますでしょうか。田村委員、いかがですか。今回示した解釈論に関して。

○田村委員　全ての文章に上手に、「し得る」という感じでまとめておられます。これ以上に細かく条件を書くと、すごく長くなったり、かえって分かりにくくなったりするので、この長さでの文章のおまとめとしてはよろしいのではないかと思います。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。

○田村委員　それから、先ほどからの話でAIに関する考え方ですけれども、現在は、皆さんがおっしゃるように過渡期ですよね。それで、創作文化、AIの使い方の文化もどんどん変わっていつているので、いつきの新しいものが動いてくることに対する、既得権益のある方の反発心みたいなものが一番激しい時期が今だと思うのです。そのような状況が固定化されるものとして、今、拙速に何かを規制する法律をつくるということには、私は反対です。先ほど中庸の道を行ったとおっしゃっていましたが、現在の方針がよろしいのではないかと考えております。

○岡村委員長　ありがとうございます。ほかの委員の先生方、何か御意見ございませんでしょうか。先ほど杉村多恵委員、声とかについての御意見をおっしゃろうとしていたように記憶しているのですけれども、もしありましたら。

○杉村（多）委員　ありがとうございます。特段、個別の何かに関しまして課題認識を持っているということまでは至っておりません。こういったいろんな事案が出てきている

中で、協会としても関心が高く、検討しなければいけないのではないかなという意識を持っている、というレベルに今の時点ではなっているのが正直なところでして。その点、今回整理をしていただいた中で、今後も新たな潮流を捉えた把握及び整理を経産省さんのほうで進められているとお聞きしましたので、適宜、情報提供いただくことで、より我々も関心高く検討は進められるのかなと思っている次第でございます、というレベルのことでもございました。

○岡村委員長　ほかの、公益団体か何かでいろいろ検討作業は進んでいるのでしょうか。

○杉村（多）委員　どうでしょうか。余り具体的な進展というのは聞いてないような気もいたします。すみません、不勉強ですので。ほかの先生方、もし情報をお持ちでしたらと思いますが。新しい世界ということで繰り返し先生方からもお話があったかと思っておりますので、今、様子見というか、そういったシーンが多いのかなと、個人的な事情でございますけれども。

○岡村委員長　事業者団体なども含めて様子見でしょうか？

○杉村（多）委員　個別の企業さん、事業者さんにおかれましては、個別に関してかなり突っ込んだ御検討をされていることはあろうかと思えます。すみません、想像の範囲で申し訳ないです。

○岡村委員長　ほかに御意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○杉村（純）委員　私は不勉強で、違うことを言ったら逆に教えていただきたいと思っておりますが、9ページで周知表示混同惹起行為の問題となる要件のところ、「広告の場合は出所を識別するとはいえないので」と記載がありますが、不正競争防止法の逐条解説の70ページを見ますと、全てのことが出所を識別しないとはいえない場合もあるのではないかなと思いましたので、このように言い切ったほうがよいのかがよいのか、表現を少し柔らかくしたほうがよいのか、どちらがよいのかについて考えておりました。

それと、不正競争防止法に関して、声、それから肖像等を例に挙げて、このように整理していただいたということについては感謝申し上げます。ただ、先ほど林委員からも御発言がございましたように、声・肖像等については、一定の条件の下でも現行の不正競争防止法での適用事例ということで記載していただいていると思っておりますが、国際的に見ますと、各国でパブリシティの価値についてどのようにしていくかということも検討を始めているのではないかなと思っておりますので、日本も後手後手にならないように、パブリシティの価値を保護するためのパブリシティ権というものについて御検討を引き続きお願い

したいと思っるところでございます。

以上です。

○岡村委員長　今の点について何かございますか。

○中山室長　御意見いただきありがとうございます。まさに難しい点でございます、それこそ、知財推進計画の中にも書いてあるとおり、ここは不正競争防止法もそうでございますけれども、その他関連法の方向的な考え方の整理というところもあろうかと思ますので、そういった状況を見つつ、政府全体の議論かと思ますので、我々もしっかり見ていきたいと思ます。

○岡村委員長　もともと肖像権に根拠するものですから、肖像権というのは人格権、人格権でプライバシーとイコールにされていたような時期がありましたけれども、もともとのプライバシーというのは非公知、そういう意味で営業秘密とよく似ていますけれども。ところが、肖像というのは、顔は出して歩けますので、道でも電車でもですね、ちょっと違うのではないのというような法学者の方もいらっしゃる。いずれにせよ、裁判所含めて人格権であるとおっしゃっている。人格権であるにもかかわらず、パブリシティ権という名前がつくと、今度、財産の問題になってくる。

では、人格権とどこで異質なのかというと、結局のところ、侵害されるのは人格権なのだけれども、これについての要件論というよりは法化論という、損害論として財産的損害という形で非常にややこしゅうございます。人格権に根拠するものは、特許とかの絶対権でそこは不競法のような行為規制とは少し違う、文献的性格とのかみ合わせをどうするかというようなこともありますので、まだまだ議論していかなければいけない問題もあるということでもあります。

田村委員がおっしゃったように、今この段階ではこういう形にとどめざるを得ないし、そのような幅を残さないと、今後急な動き、大きな動きに自縄自縛になるようなことでも困るということがありますね。こういう形しか現時点ではやむを得ないのかなと思ったりするわけです。取りあえず伝統的な議論との関係でもそんなに片がついているわけでもありませんし、知財であれ、人格権があるというのはもともと無理がありますので。

○杉村（純）委員　はい。ご教示、ありがとうございます。生成A I、A Iの発展は極めて速く進展しているものですので、先ほど申し上げましたように、生成A Iを使った声や肖像について、難しい点はあるかと思ますが、議論・検討をいただけるとAIの発展との関係でよいのではないかという趣旨で申し上げました。どうもありがとうございます。

○岡村委員長 林先生、知財戦略本部の不競法でも検討しなさい、ほかでも検討しなさいという、多方面での検討という御趣旨ですよ。

○林委員 この計画を読む限りそうなっているのですが、計画中で、この点の検討の名宛て人になっているところの中の「経産省」というのは不競法については知財室だと思っております。

○岡村委員長 だから、それに対する答えはしなければならないです。

○林委員 AIについて今検討されている戦略本部が知財観点なのかどうかというと、知財についてはこちらの知財戦略本部でという、よく分からない線引きがあるような気がします。すみません、背景はよく分かりません。

○岡村委員長 それもまたAIの戦略本部ができれば、それとのかみ合わせはどうなるのかということも今後のあれになるのですかね。

○林委員 知財というくくりでは、AIについて今検討されている部隊は、知財観点なのかどうかというと、知財についてはこちらの知財戦略本部でという、よく分からない線引きがあるような気がします。すみません、背景はよく分かりません。

○岡村委員長 そういう余白を残しつつ、進めていかなければならないのは、仕方がないことだと思います。

ほかに御意見ございませんでしょうか。——ございませんようでしたら、少し時間は早いですが、大変有意義な議論を頂戴いたしました。ありがとうございます。いただきました御意見は今後の検討の参考にさせていただきたく存じます。

ということで、若干早めではありますが、これにて本日予定しておりました議事を終了とさせていただきます。

特に何か、皆さん今日の会議で言い忘れたというような、これを言うておかなければいけないというようなことはございますでしょうか。——ございませんね。

では、最後に今後のスケジュールにつきまして事務局から連絡をお願いいたします。

○中山室長 委員の皆様、本日はありがとうございます。まず、昨年12月から集中的に討議いただきまして、無事、本日の議論を経まして「営業秘密管理指針」の改訂作業のめどがつかまりましたので、引き続き、公表できるよう我々として作業をしっかりとっていきたいと思います。こちらについては、先ほど委員長からもありましたとおり、修正したものを委員長の御了解を得た後に公表させていただきたいと思います。

○岡村委員長　　そうしますと、今日で「営業秘密管理指針」の改訂作業は一段落いたしました。

　　そういうことでもありますが、審議官より一言ございましたらお願いできますでしょうか。

○井上審議官　　では、事務局を代表いたしまして、一言締めくくりの御挨拶をさせていただきますければと思います。

　　昨年12月から3回にわたりまして「営業秘密管理指針」につきまして活発な御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。また、この場をお借りして、パブリックコメントを寄せていただきました皆様にも、御意見を踏まえて修正させていただいた部分もございまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

　　「営業秘密管理指針」でございますけれども、今日も委員の皆様にご指摘いただきありがとうございます、これから周知をどういう形でやっていくかというところについては改めて知財室のほうで検討させていただいて、また各委員の皆様、関係機関の皆様にご相談させていただくことになるかなと思っております、よろしくお願い申し上げます。

　　それと、不正競争防止法と生成AIによる声と肖像の関係につきまして、現行法の商品等表示など法律の規定の運用の関係と、あと、声・肖像を使った不適切ではないかと思われるような事案との関係について、これは法学者の先生方などに御相談をさせていただいて、今回このような形で示させていただいたところでございますけれども、引き続きこのことにつきましては諸外国の状況も我々は勉強中というところで、しかも刻々と変わっているようでございますので、よく考慮していきたいと思っております。

　　政府全体でも、先ほど委員長もお話があったような、AIの規制に関する議論もいろいろなされているところでございまして、そういったところも踏まえつつ、また、もともとパブリシティ権につきましては裁判例でも確立している考え方だということではありますので、ただ、それがどこまでの、どういう運用になるかは裁判にならないと分からないというところで、裁判の状況なども引き続き私どもとしてはウォッチをしつつ、さらに知見をですね、この問題は引き続き議論になっていくと思っておりますので、まず私ども、今回お示しさせていただいたものの周知に取り組んでいきたいと思っております。引き続きこの問題については私どもとしてもよく勉強していきたいと思っておりますので、委員の皆様にも引き続き御協力を賜ればと思っております。誠にありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、これもちまして第28回不正競争防止小委員会を閉会といたします。

本日は皆様、本当にありがとうございました。

——了——